

非核三原則の早期法制化を求める意見書

1945年、広島と長崎に原子爆弾による犠牲と被爆がもたらされてから64年が経過した。

生存している被爆者にとって、「再び被爆者をつくってはならない」ことは悲願であり、わが国も「非核三原則」を国是とし、堅持してきた。

また、わが国の核兵器反対に向けた取り組みは、世界中の国々や国民の心を動かし、幾度となく訪れた核兵器使用の危機を防いできた。

現在、核兵器廃絶を目指す潮流は、さらにその流れを強めつつあり、核兵器を使用した唯一の国であるアメリカのオバマ大統領は、本年4月5日、プラハにおいて「核兵器のない世界」を追求してゆくことを明言した。

今こそ、わが国は、唯一の被爆国として、核兵器廃絶に向けて主導的役割を果たすときである。そのためにも、「非核三原則」を国是として掲げるだけでなく、その法制化を早急に図ることによって、国際世論のリーダーとして、明確な意思を示す必要がある。

よって、国会及び政府においては、わが国が唯一の被爆国として世界中の国々や国民からかけられている期待の大きさを踏まえて、「非核三原則」の法制化を早期に決断するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年（2009年）12月10日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣

（提出者）民主党・市民連合、日本共産党及び市民ネットワーク北海道所属議員全員